

府政政調第187号
警察庁丁交企発第249号
薬生衛発1026第1号
基安安発1026第1号
2食産第3796号
国道参第23号
令和2年10月26日

一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事 殿
一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
代表理事 殿

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（交通安全対策担当）
警察庁交通局交通企画課長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
農林水産省食料産業局食品製造課長
国土交通省道路局参事官

自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける
交通事故防止について

平素より、交通事故防止の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く
御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛要請、新しい生活様式の普
及等の影響により、電子商取引(EC)需要が拡大する中、自転車又は原動機付自転車
を用いて飲食物の商品を消費者に配達するデリバリーサービスへのニーズが高まっ
ています。

こうした中、自転車又は原動機付自転車によるデリバリーの途中で、配達員が交
通事故でけがをしたり、通行人に危険を及ぼしたりすることがあり、配達中の交通
事故を防止することが課題となっているところです。

つきましては、飲食物のデリバリーサービスのプラットフォームを提供する事業
者の皆様におかれましては、サービスを利用する配達員に対し、登録時及び登録後
も随時、交通ルールを始めとする交通安全に必要な情報の提供と、それを理解して
いることの確認、交通事故防止のための具体的な注意喚起等の有効な対策につい
て、一層の取組をいただきますよう、貴団体傘下会員の皆様への周知をお願い申し
上げます。

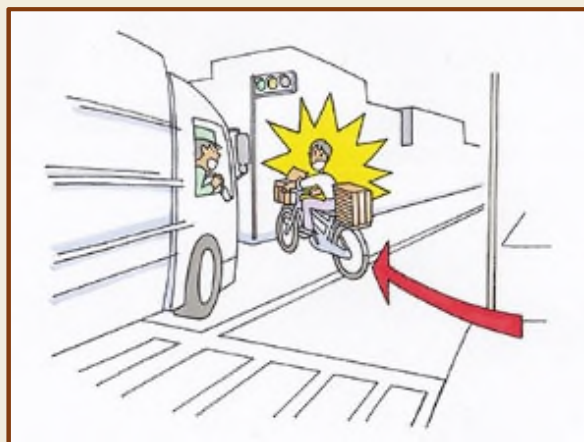
また、交通事故防止のポイントをまとめたリーフレットを別添のとおりまとめま
したので、配達員に対する周知啓発にご活用ください。

連絡先：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班
担当 寺島、鈴木、富田
電話：03-3595-3225（課直通）

配達中の交通事故を防ぐために

新型コロナウイルス感染防止のため、外出の差し控えや新しい生活様式が広がる中、飲食店等のデリバリーサービスの需要が高まっています。

デリバリーサービスに従事する方々が配達中に交通事故に遭ったり、通行人に危険を及ぼしたりすることがないように、事故防止に取り組みましょう！



配達中の交通事故を防止するための取組のポイント

1) 教育の実施等

配達員に対し、初めて仕事に就く前に、次の事項について教育を実施し、注意喚起する等により必要な知識を習得できるようにする。

自動車運転免許を持っていない場合には特に注意する。

- 交通ルールの遵守、走行前点検の励行等
 - 災害事例や交通事故情報を活用した事故の起こりやすい場面、場所等、走行ルートや運転上の注意に関する教育
 - 睡眠時間の確保、飲酒による影響、体調の維持等の健康管理
- 理解の確認テストや集合研修を行うことが望ましい。



2) 交通事故等の発生状況の把握、分析

配達中の事故、ヒヤリ・ハット事例を把握、分析し、配達員に対し同種事故防止のため情報提供等を行うことが望ましい。

3) 健康の確保

疲労の蓄積、睡眠不足等による交通事故を防止するため、配達員が健康に働けるよう次の事項に取り組むよう努める。

- 各種健康診断制度と受診啓発、健康づくり
※常時使用する労働者の場合は、事業者が健康診断を受けさせる必要があります
- 長時間にわたる就業の防止、過重な疲労・ストレス防止

飲食店のデリバリーサービス中の交通事故（※）の分析

厚生労働省の集計による

若者の被災が多い！



事故の事例

- 交差点での**出会頭**(一時不停止が多い)
- **スリップ**事故
(視界が悪い夜間、雨天時やマンホール上)
- 前車の停止に伴う**急ブレーキ**による転倒
- 細い路地や駐車場から出てきた車を避けようと転倒
- **スマホのながら運転**による操作不適
- 交差点直進中に**対向の右折車**と衝突



※2019年に飲食店において発生した休業4日以上労働災害のうち、デリバリーサービス中の交通事故と思われる114件を分析したもの。労働災害では原動機付自転車によるものが多数を占めています。

事故防止等のポイント 自転車・第一種原動機付自転車



共通

- 信号遵守と交差点での一時停止・安全確認
- スマホのながら運転禁止
- 左側通行
- ヘルメットをかぶる、あごひもを締める
- 運行前と定期的な点検・整備



自転車

- 夜間はライトを点灯
- 車道が原則、歩道は例外
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

第一種原動機付自転車

- 法定速度は時速30km/h
- 二段階右折
- 対向車線の右折車に注意

配達中の交通事故を防ぐために

知ってますか？デリバリーサービス業務中の交通事故のこと

新型コロナウイルス感染防止のため、飲食店等のデリバリーサービスの需要が高まっています。そんな中、最近ニュースでも見かけるデリバリーサービス中の交通事故。**みなさんはヒヤッとしたことはありませんか？**

飲食店のデリバリーサービス中の交通事故（※）の分析

若者の被災が多い（29歳以下が60%を占める）

厚生労働省の集計による



事故事例

- 交差点での**出会頭**（一時不停止が多い！）
- 道路での**スリップ**（とくに夜間や雨天時！）
- **急ブレーキ**による転倒
- **スマホのながら運転**による操作不適
- 交差点直進中に**対向の右折車と衝突**



※2019年に発生した飲食店において発生した休業4日以上[※]の労働災害のうち、デリバリーサービス中の交通事故と思われる114件を分析したもの。労働災害では原動機付自転車によるものが多数を占めています。

事故にあうとこんなことに！

- 治療などのため**仕事ができなくなります**
- 万一の場合、障害が残ったり亡くなってしまうことも
- 場合によっては事故の**相手方への賠償など負担**が生じます

⇒事故に遭わないために・・・裏面へ！

事故防止等のポイント 自転車・第一種原動機付自転車

配達中に交通事故に遭ったり、通行人に危険を及ぼしたりすることがないように、常に事故防止に努めましょう！初めて配達業務を行う方は特に注意しましょう。

共通

- 信号遵守と交差点での一時停止・安全確認
- スマホのながら運転禁止！
- 左側通行
- ヘルメットをかぶる、あごひもを締める
- 運行前と定期的な点検・整備



自転車

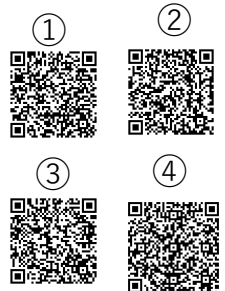
- 夜間はライトを点灯
- 車道が原則、歩道は例外
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

第一種原動機付き自転車

- 法定速度は時速30km/h
- 二段階右折
- 対向車線の右折車に注意

教材も有効活用

- ①自転車の交通ルール（警察庁）： ★動画もあります
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>
- ②自転車損害賠償責任保険等について（自転車活用推進官民連携協議会）
<https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/#section3>
- ③政府広報オンライン（政府インターネットテレビ）：動画
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg5823.html?nt=1>
- ④（参考）交通労働災害防止関係（厚生労働省）：主に陸上貨物運送対策
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>



事故に備えましょう

- 損害賠償責任保険等に加入しましょう
- 労働者の負傷等には労災保険に基づく給付がありますが、対人・対物賠償責任には適用されないので注意が必要です

※なお、個人事業主等として働く配達員については、労災保険に基づく給付が原則としてありませんのでご留意ください

2020.10